

令和5年10月19日
都市整備部住宅課

江東区マンション管理適正化推進計画（素案）について

1 江東区マンション管理適正化推進計画（素案）の構成と概要

第1章 策定の基本的な考え方

第2章 マンションを取り巻く現状

第3章 管理適正化に関する目標

- ・マンション管理適正化に向け3つの基本目標を設定する。
 - ①管理組合による自主的かつ適正な維持管理の促進
 - ②管理状況が市場に評価される環境整備
 - ③安全で地域に調和した良好な住環境の実現

第4章 施策の展開

- ・マンション管理状況の把握及び施策推進、啓発、知識普及に向け、各事業の継続実施に加え、管理計画認定制度等新施策を実施する。
- ・区に管理計画認定を申請する際には、マンション管理センター等より発行される事前確認適合証の提出を必須とする。

別紙1 江東区マンション管理適正化指針

別紙2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の2に基づき助言、指導及び勧告を行う際の判断基準

別紙3 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4に基づく管理計画の認定基準

- ・管理計画の認定基準に区の独自基準として、防災及び地域コミュニティに関する基準を加える。

2 計画策定スケジュール

令和5年 9月 区民意見募集（9月21日～10月25日）

11月 管理計画認定手続支援サービス利用開始予定

（事前確認まで）

12月 防災・まちづくり対策特別委員会にて報告、計画策定
改正手数料条例施行後、管理計画認定制度開始